

令和三年二月十九日受領  
答弁第三四号

内閣衆質二〇四第三四号

令和三年二月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員岡本充功君提出傷病者の救急搬送の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡本充功君提出傷病者の救急搬送の現状に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの数値については、把握していない。なお、総務省消防庁では、令和二年四月以降、指定都市に設置された消防本部及び消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条第二項の規定に基づき平成十六年二月六日に総務大臣が策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」により都道府県ごとに定められた代表消防機関（指定都市に設置された消防本部を除く。）における傷病者の救急搬送において、消防機関から医療機関に対する傷病者の受入れの可否に係る照会回数が四回以上及び現場滞在時間が三十分以上となった事案の発生件数を週ごとに把握しているところである。直近で把握している御指摘の「東京都、大阪府、神奈川県、愛知県、埼玉県及び千葉県」内の指定都市等における令和三年二月一日から同月七日までの間の①消防機関から医療機関に対する傷病者の受入れの可否に係る照会回数が四回以上となった事案の発生件数及び②現場滞在時間が三十分以上となった事案の発生件数は、それぞれ次のとおりである。

東京消防庁 ①千五百九十四件 ②三千六件

大阪市消防局 ①二百八十六件 ②五百十七件

堺市消防局 ①十七件 ②六十七件

横浜市消防局 ①百八十六件 ②七百三十九件

川崎市消防局 ①六十八件 ②二百十八件

相模原市消防局 ①十八件 ②七十五件

名古屋市消防局 ①四十九件 ②百三十九件

さいたま市消防局 ①八十四件 ②二百三件

千葉市消防局 ①八十三件 ②百八十九件

### 三について

お尋ねについては、令和三年一月二十九日の衆議院本会議において、菅内閣総理大臣が「新型コロナウイルス患者の方々に対しては、事前に保健所から緊急性の高い症状を具体的にお示ししており、こうした症状に気づかれた場合には、直ちに保健所等に御連絡をいただくようお願いしています。その際、保健所等においては、事前に確保された救急体制により、速やかに医療機関への搬送等を行うものと承知しています。」

と答弁したとおりである。

#### 四について

御指摘の「宣言下にある都府県における救急医療の実態を正確に把握」及び「救急医療体制の維持・確保のための必要な支援」については、総務省消防庁において、令和二年四月以降、一及び二について述べた事案の発生件数を週ごとに把握し、厚生労働省等に対して情報提供を行うとともに、同省において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に救急医療を実施することができるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を通じ、各都道府県における救急医療提供体制の整備を支援しているところである。